バイアスロン クイックイージー 見舞金サービス 約款

第１条（サービス対象製品）

◆カーメイト　バイアスロン　クイックイージー（以下、対象製品といいます）。

第２条（サービス加入申込登録要件）

（１）　2014 年 10 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日の間に対象製品を購入してください。
（２）　ご購入後１カ月以内に、申込ハガキ投函または弊社ホームページで加入者リスト登録を行ってください。

第３条（サービスの提供期間）

◆本サービス加入者リスト登録日から 2015 年 3 月 31 日までとします。
・加入者リスト登録日は次のいずれかの日とします。
（１）　専用の見舞金サービス申込ハガキにて登録する場合は消印の翌日から
（２）　Ｗｅｂ経由にて登録する場合は登録日の翌日から

第４条（本サービスの内容）

◆サービス提供期間内に対象製品を装着した対象車両が損傷を受ける事故に遭われた場合に見舞金として一律　20,000 円を提供します。

第５条（サービスを受けるための提出書類）

（１）　見舞金サービス利用依頼書
（２）　警察が発行する事故証明書
（３）　対象車両の修理見積書（見積書の発行日が事故日より１カ月以内のもの）
（４）　対象製品ご購入時のレシートの写し

第６条（サービス利用期限）

◆事故発生日より２カ月以内に第５条に定める書類を株式会社カーメイトに提出してください。

第７条（サービス利用回数）

◆ご加入者様お一人につき１回とします。

第８条（サービスの適用条件）

◆本約款の第１条から第７条に記載の項目をすべて満たしていることが条件です。

第９条（サービスを行わない場合）

◆次の項目にひとつでも該当する場合は、本サービスの提供は行われません。
（１）　本約款の第８条を満たしていない場合
（２）　対象車両または使用タイヤが対象製品の適合に含まれていない場合
（３）　対象製品に付属されている取扱説明書の記載事項を守っていなかった場合
（４）　加入者様からご提出いただいた書類等に知っている事実を記載しなかった、または不実の記載があった場合
（５）　対象車両が日本国外において損害を被った場合
（６）　法令等により禁止されている、対象車両に定着、または装着されている物に生じた損傷、および当該物に起因して生じた損傷
（７）　直接、または間接を問わず、次の事由のひとつによって対象車両が損傷した場合
① 加入者様の、または加入者様の許可を得て対象車両を運転した者の、故意、重大な過失、または法令違反による事故による車両の損傷
② 地震、噴火または津波その他の天災地変
③ 核燃料物質 (使用済核燃料を含み、以下同様とします。)、または核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含む) の放射性、爆発性その他有害な特性の作用、またはこれらの特性に起因する事故
④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動 (群集、または多数の者の集団行動によって全国、または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められた場合）
⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使
⑥ 詐欺、または、横領
⑦対象車両に存在する欠陥、通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、摩滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、摩滅、錆び等）
⑧ 故障 (偶然かつ外来の事故に直接起因しない電気的、または、機械的損傷をいいます)
⑨ 法令により定められた運転資格を持たないで、または、酒酔い・酒気帯び、もしくは、麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態における対象車両の運転による事故の車両の損傷。
⑩ 加入者様または第３者の犯罪行為、または、闘争行為
⑪ 盗難などで加入者様の許可を得ないで対象車両が運転された場合の事故

第１０条（本約款の変更）

◆株式会社カーメイトは、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。
この場合、変更日以降の本サービスの提供内容、および提供条件は変更後の約款が適用されるものとします。
変更後の約款はＷｅｂにて公開するものとします。

第１１条（個人情報の取扱い）

（１）　株式会社カーメイトは、本サービスに関する加入者様の氏名、および、対象自動車に関する情報その他の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、本サービスの引受判断、本サービスの履行の目的および　　よび製品の安全に関するお知らせに利用します。当該目的に必要な範囲で書面、または、電子媒体により本サービスの提供に係る損害保険会社、および、保険代理店に第三者提供します。
（２）　株式会社カーメイトは、業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための措置を講じたうえ預託します。
（３）　個人情報の開示、訂正、および、その他のお問合せに関しましては取扱説明書の裏面、および、パッケージ記載の株式会社カーメイトサービスセンターまでご連絡してください。なお、お問合せに係る書面、および電話等の内容につきましては記録を行い保存させていただく場合があります。

本約款は 2014 年 10 月 1 日から発効します。